

債権者 各位

破産手続開始決定等のお知らせ

令和3年9月13日

破産者株式会社クレジエンテ

破産管財人 弁護士 岡田 隆

株式会社クレジエンテ（東京都中央区銀座7丁目9番17号、代表取締役内藤義雄）は、令和3年9月7日午後5時00分、東京地方裁判所民事第20部より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました（事件番号令和3年（フ）第5406号）。これにより、株式会社クレジエンテの破産財団に属する財産の管理処分権は、当職に帰属することとなりました。

- 1、今後は、破産管財人において、裁判所の監督の下、公正・中立に破産手続を遂行し、財産及び債務の調査を行い、その結果については後記の債権者集会にて報告をさせていただきます。
- 2、破産手続開始通知書・破産債権届出書・債権者集会場のご案内等は、追って、債権者の皆様宛に、順次郵便にて発送させて頂く見込みです。
- 3、株式会社クレジエンテの財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所は、以下のとおりです。

令和4年2月22日（火曜日）午後2時  
東京地方裁判所 債権者等集会場1（家簡地裁合同庁舎5階）

なお、上記債権者集会への出席は義務ではありませんし、破産手続上、出席をされなくても不利に扱われることはありません。
- 4（1）株式会社クレジエンテの会員様で同社に商品を預けたことになっておられる皆様は、同社が商品引渡義務を履行できず、同社に対する損害賠償請求権を有することになりますので、破産債権者となります。  
（2）株式会社クレジエンテの社債権者様や、同社に貸し付けをしている会員様も、破産債権者となります。  
（3）しかし、株式会社クレジエンテは、現時点では、資産がほとんどなく、税金等の財団債権も多額に上っているため、破産債権者に対する配当はできないものと見込まれています。

5、今後の破産手続の進行等に関するお問い合わせは、下記連絡先宛に、出来るだけファックスまたは郵便等の方法で、ご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

もったも、本件は、債権者数も極めて多数に上るため、個別のお問い合わせに対応することが困難な状況にありますので、何卒、ご理解・ご容赦ください。

また、限られた人員・回線で対応させて頂いており、お電話が繋がりにくい場合があるほか、その他の連絡先にご連絡頂いても本件についてはご対応致しかねますこと、併せてご了承くださいますようお願い申し上げます。

[連絡先]

〒102-0076

東京都千代田区五番町3-1 五番町グランドビル9階

市ヶ谷総合法律事務所

本件専用電話番号：03-3239-7325

FAX：03-3239-7322

受付時間：10時～17時（土日祝日を除く）

破産者株式会社クレジエンテ

破産管財人 弁護士 岡田 隆